

池田市産後ケア事業 事業者募集要項

1. 池田市産後ケア事業の目的

出産直後に家族等からの支援が受けられず、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケア、育児のサポート等を行うことにより育児に対する不安の解消を図り、安心して子育てのできる環境を確保することを目的とする。

2. 業務名

- ア 池田市産後ケア事業（宿泊型）委託業務
- イ 池田市産後ケア事業（通所型）委託業務

3. 業務の内容

次に掲げるサービスを提供する。

- 1 母体管理及び生活面の相談・指導
- 2 乳房手当、乳房トラブルケア
- 3 発育及び発達のチェック
- 4 体重増加及び排泄のチェック
- 5 スキンケア
- 6 授乳方法に関する助言・指導
- 7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
- 8 在宅での育児に関する相談・指導
- 9 心理面のケア
- 10 家族計画
- 11 その他必要とする保健相談・指導

4. 実施にあたっての要件

(1) 実施場所

- ①池田市内または池田市の隣接市町内（箕面市、豊中市、川西市など）において、医療法（昭和23年法律第23号）に定める病院、診療所及び助産所で実施するものとし、病院または診療所にあつては、産科または産婦人科を標榜していること。宿泊型を実施する場合は、入所室（病室または妊婦もしくは褥婦を入所させる室）を有すること。通所型を実施する場合は、居室（床面積は母子1組あたり6.3㎡以上であること。）が確保されていること。
- ②池田市内及び池田市の隣接市町で実施すること
- ③沐浴指導施設を有すること。宿泊型にあつては入浴施設を有すること。
- ④産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショートステイやデイケア等実績があること（助産師、保健師または看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や母乳手当を実施した実績とする）または、分娩を取り扱っていること。

(2) 従事者

助産師、保健師または看護師が配置できること。（宿泊型を実施する場合は、24時間体制で1名以

上の助産師、保健師または看護師が配置できること。) 本業務専任であることを要しない。

(3) その他

- ①「3. 業務の内容」に規定するサービスが提供できること。
- ②助産所にて本業務を実施する場合は、利用者の病変その他の緊急時に当該利用者の受け入れが可能な医療機関とあらかじめ文書により協力体制を構築すること。
- ③食事の提供ができること。
- ④池田市との円滑な連絡体制を確保すること。
- ⑤本業務に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生または再生手続き開始の申し立てがなされたものでないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者または事実上経営に参加していない者。

5. 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

6. 委託料

下記表に定める利用料から、利用者の自己負担額を除いた金額。

		ショートステイ型			デイサービス型		
		利用料	自己負担額		利用料	自己負担額	
			市民税課税世帯	市民税非課税世帯 世帯 生活保護世帯		市民税課税世帯	市民税非課税世帯 世帯 生活保護世帯
基本料	1 日あたり	30,000 円	5,000 円	2,500 円	15,000 円	2,500 円	1,250 円
多胎児加算 (1 人追加)	1 日あたり	4,500 円	500 円	250 円	2,250 円	250 円	125 円

7. 本業務開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 本市における審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約締結
- (5) 本業務の開始

8. 応募（申請）に関する事項

(1) 提出先

池田市子ども・健康部 健康増進課

〒563-0025

池田市城南 3 丁目 1 番 40 号（池田市保健福祉総合センター 2 階）

電話 072-754-6034

FAX 072-754-6050

(2) 提出書類

- ア 池田市産後ケア事業委託事業者申請書兼誓約書
- イ 事業者概要
- ウ 産後ケア類似事業の実績
- エ 事業実施の基本計画書
- オ 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）
- カ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（助産所のみ）
- キ 反社会的勢力排除に関する誓約書

※注意事項

- ①応募（申請）に要する諸費用は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類については返却しない。
- ③提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ④「ウ 事業者概要」、「エ 産後ケア事業類似事業の実績」「オ 事業実施の基本計画書」内の事業実施施設概要、実施施設数及び面積、設備の項目については、事業所概要がわかるパンフレットまたはリーフレットで代用可とする。
- ⑤提出書類については、初年度のみ提出とし、以降、事業所の変更等があった場合速やかに提出するものとする。

10. 審査及び審査結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準等を満たすと判断できる応募者（申請者）を本業務の委託事業者として契約を締結する。審査結果については、応募者（申請者）に通知するものとする。